山形県広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山形県の広報媒体及び県有財産、その他県の事務又は事業の実施に使用される物品等で広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）に民間事業者等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　広告事業は、県の財源の確保又は事務経費の節減、地域経済の活性化及び県と民間事業者等との協働による地域づくりの推進に資することを目的とする。

（広告の範囲等）

第３条　広告媒体に掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
（3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
（4）政治性又は宗教性のあるもの
（5）個人、法人又は団体の意見広告若しくは主義、主張、意見を含む広告
（6）個人又は法人の名刺広告
（7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの
（8）消費者金融、たばこに係るもの（禁煙やタバコの健康被害に係るものを除く。）
（9）比較広告及びギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係るもの
（10）水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
（11）青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの
（12）第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその恐れがあるもの
（13）公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はその恐れがあるもの
（14）事実誤認の恐れがあるもの
（15）当該広告の内容について県が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの
（16）その他広告として表示することが適当でないと認めるもの

2　原則として次に掲げる者又は団体が広告主となる広告は、広告媒体に掲載することができない。

（1）法令等に違反した者
（2）県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
（3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（4）暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
（5）役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

(6)暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
(7)自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
(8)暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
(9)その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
(10)その存在や活動実態が明確でない団体
(11)その他広告を表示する広告主として適当でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に表示することができない内容の具体的基準は、別に定める。

(広告の掲載の方法)

第4条 広告の掲載は、広告媒体に広告を掲載する権利を販売する方法又は広告を掲載した物品等の寄附を受ける方法により行うものとする。

2 別に定める場合を除き、広告媒体に広告を掲載するために必要となる物品の製作費、設置費等の費用は、広告取扱業者又は広告主が負担する。

(募集及び決定)

第5条 広告取扱業者又は広告主は、原則として、広報媒体により公募する。

2 広告取扱業者及び広告主の募集及び決定方法並びに広告の掲載に必要な手続きは、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責務)

第6条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(広告の取扱)

第7条 県は、原則として期限を定めて広告媒体に広告を掲載するものとする。

2 広告の掲載の期間中、広告の内容等が虚偽であることが判明した場合、広告主が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合、県は、当該広告の掲載を取りやめ、又は当該広告に係る広告媒体の使用を中止することができる。

3 前項に該当したことにより広告媒体の撤去等の必要が生じたときは、その費用は、広告主が負うものとする。

(協議)

第8条 広告事業について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者又は広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第9条 広告事業に関する訴訟は、山形地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）

第 10 条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 12 月６日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年４月６日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年９月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年６月 24 日から施行する。